

前払金制度の改正について

市発注工事等の前払金の取扱いについて平成 28 年 11 月 1 日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 東日本大震災により災害救助法が適用された八戸市における市発注工事等の前金払割合の特例措置の終了について

特例措置として前金払の割合を引き上げていましたが、当該特例措置を終了します。

○前金払割合の変更内容

- | | | | |
|---------------------|-------|---|-------|
| ・ 建設工事 | 50%以内 | → | 40%以内 |
| ・ 測量・建設コンサルタント等業務委託 | 40%以内 | → | 30%以内 |

○適用対象

平成 28 年 11 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託に適用します。

2 建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大について

地方自治法施行規則等の改正を受け、工事請負契約に係る前払金の使用可能範囲を拡大します。

○前払金の使途の変更内容

建設工事の前払金の使途について、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の 100 分の 25 以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

○適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払い出された前払金に適用します。

ただし、平成 28 年 10 月 31 日以前に請負契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合に適用することが可能となります。